

## 6. その他（指導監督関連事項について）

### ア. 保険者（市町村）指導について

- 保険者においては、新たに地域密着型サービス等に関する指定事務及び指導監督事務を行うこととなっており、事務の定着化までには時間を要すると思われる。

このため、各都道府県におかれては、引き続き、保険者が行う介護保険事業の運営と併せ、地域密着型サービス等に関する指定事務及び指導監督事務についても、健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言及び適切な援助を行っていただくようお願いしたい。

### イ. 老人福祉施設に関する指導監督について

- 今後、社会・援護局において、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督の見直しが行われる予定であり、社会福祉法人認可と老人福祉施設認可を担当する課とも協議を行った上で「老人福祉施設指導監査指針」（「老人福祉施設に係る指導監督について」（平成12年5月12日老発第481号））を見直すこととしているので、ご了知されたい。